

## 5 総合的な危機管理・大規模災害対策特別委員会における村岡正嗣県議の質疑

2011年10月12日

### Q 村岡委員

- 1 治水対策としての河川改修の最も基本的な考え方を伺う。
- 2 改修率について、延長ベースの59.1%以外に数値化する指標はないのか。
- 3 ゲリラ豪雨に関連して、道路側溝の設計基準は時間雨量50ミリ対応と聞いているが、それ以上の降雨では道路から溢れた量が宅地へと流出する。今後、基準の見直しが必要ではないか。

### A 河川砂防課長

- 1 河川による治水対策の基本は、洪水時の水位を下げて下流へ流すことであると考えている。そのために、川幅を広げたり、川底を掘ったり、調節池を設けている。また整備の順序としては、下流側から整備していくことが基本であると考えている。
- 2 改修率について、調節池、排水機場など各河川施設の整備率はあるが、これらを組み合わせて一つの指標とするのは難しいため、県民にもわかりやすい河川の整備延長を指標にしているところである。また、本県の河川整備は河川法で定められた河川整備計画に基づき行っているが、その目標期間はおおむね30年間となっている。

### A 道路環境課長

- 3 県管理道路においては、時間雨量90ミリ対応で整備を行っている。側溝で受け止めるのは道路上に降った雨が対象である。ゲリラ豪雨対策としては、河川や下水道との一体的な整備が必要と考えている。

### Q 村岡委員

- 1 河川改修率について、調節池などの整備については数値化できないのか。関連して、治水対策全体としていつまでにどの程度整備するなど

の目標・計画があると思うが、どうなっているのか。

- 2 ゲリラ豪雨に関連して、県道の設計基準は90ミリとのことだが、市町村道の基準はどの程度か。また、市町村の行政界では隣接する市に溢れた水が流れたり、下水道本管に余裕があるのに側溝からの接続部が狭く溢れたりしている。市町村に対する県の支援が必要ではないか。

### A 河川砂防課長

- 1 本県の河川整備は河川法で定められた河川整備計画に基づき行っており、その目標期間はおおむね30年間となっている。調節池については、河川改修の状況と池ができることによる効果を合わせて一つの指標として表すことが難しいと考える。

### A 道路環境課長

- 2 市町村道の基準は把握していない。道路の雨水対策については、繰り返しになるが内水対策も含め下水道などとの一体的整備が必要であると考えている。

### Q 村岡委員

ゲリラ豪雨で水害が起きる場所は決まっているように思う。対策について、各管理者が総合的に連携を図りながら整備を進めるべきであり、行政区域を跨ぐ水害でもあることから、県がイニシアティブをとって市町村と連携する必要があると考える。県としてどのようにイニシアティブを発揮し、支援していくのか。

### 県土整備部長

9月定例会の一般質問で危機管理部長が答弁したように、今後は、県が各種ハザードマップを一元的に把握し、進行管理していく。ゲリラ豪雨対策については隣接市町村への影響もあることから、

大きな目で県と市町村が合わさった対策を考えていくべきと考えている。

**村岡委員**

ゲリラ豪雨の水害被害場所は予測・特定できると考えられるので、内水ハザードマップの作成と

併せながら、該当市町村、行政区域を跨る場合も含めて、県が総合的な立場からイニシアチブを大いに発揮して抜本的なゲリラ豪雨対策を進めていくこと。